

福岡県公報

平成28年12月6日
第3850号

目次

告示 (第842号 - 第848号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村森林整備課) 3
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 4
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 4
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 4

雑報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (環境保全課) 4

告示

福岡県告示第842号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	野間恵線	前	遠賀郡岡垣町東高倉一丁目96番110先から 遠賀郡岡垣町東高倉一丁目96番112先まで	10.6 ～ 14.4	39.8
			後	遠賀郡岡垣町東高倉一丁目96番110先から 遠賀郡岡垣町東高倉一丁目96番112先まで	10.9 ～ 14.9	39.8

福岡県告示第843号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「法」という。)) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

平成28年12月6日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
大介434	こはまクリニック	大牟田市小浜町95番地6	H28・10・1	居管・予居管
大野介薬82	ちとせ薬局	大野城市下大利一丁目13-8 下大利駅前ビル1F	H28・11・1	居管・予居管
春介薬66	サンアイ薬局 春日店	春日市星見ヶ丘二丁目55-21 アリエスビル101	H28・10・1	居管・予居管

福岡	県道	清滝線 古賀	前	古賀市新久保一丁目403番2先から 古賀市中央二丁目360番2先まで	8.9 ～ 34.0	614.0	
			前	古賀市新久保一丁目403番2先から 古賀市中央二丁目360番2先まで	9.5 ～ 46.0	737.0	うち一般国道3号重用延長190.0メートル
			後	古賀市新久保一丁目403番2先から 古賀市中央二丁目360番2先まで	8.9 ～ 34.0	614.0	
			後	古賀市新久保一丁目403番2先から 古賀市中央二丁目360番2先まで	9.5 ～ 46.0	737.0	うち一般国道3号重用延長190.0メートル

福岡県告示第847号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月6日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
朝倉市江川字ハンタ1270の32・1270の33・1270の36から1270の43まで・1280の14・1354の4・字竹原1446の37（以上13筆国有林）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第848号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年12月6日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川上伊良原字猿田353の3、字善治川原402の1、402の2、字森554の3
- 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 解除の理由
道路用地とするため
- 解除予定保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川上伊良原字猿田397の1、397の4、397の5
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成28年12月6日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域

換地処分年月日

糸島市志摩芥屋及び志摩岐志
(芥屋地区)

平成28年11月28日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年12月6日

福岡県知事 小川 洋

小郡都市計画地区計画の変更（平成28年11月9日小郡市告示第201号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年12月6日

福岡県知事 小川 洋

小郡都市計画準防火地域の変更（平成28年11月9日小郡市告示第202号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年12月6日

福岡県知事 小川 洋

小郡都市計画用途地域の変更（平成28年11月9日小郡市告示第203号）

雑 報

福岡県環境審議会公告

福岡県地球温暖化対策実行計画に係る答申案に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成28年12月6日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

1 意見募集の対象となる答申案

福岡県地球温暖化対策実行計画に係る答申案

2 答申案の要旨

第1章 計画策定の背景

1. 地球温暖化の現状
2. 国内外の動向
3. 現行計画の点検・評価

第2章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨等
2. 対象とする温室効果ガス
3. 計画の期間
4. 基準年度
5. 数値目標の年度

第3章 福岡県の地域特性

1. 自然的条件
2. 社会的条件

第4章 温室効果ガス排出量の現況推計・将来推計

1. 現況推計
2. 将来推計

第5章 温室効果ガス排出削減目標

1. 目標設定の基本的な考え方
2. 温室効果ガス排出量の削減目標

3. 主体別の排出削減目標と期待される取組

4. エネルギー消費量削減の目安

第6章 福岡県における地球温暖化対策

1. 温室効果ガスの排出削減と吸収源対策

2. 地域特性を踏まえた対策の方向性

3. 気候変動の影響への適応

第7章 計画の推進体制・進行管理

1. 計画の推進体制

2. 計画の進行管理

3 答申案

答申案は、県民情報センター及び地区県民情報コーナーで閲覧に供するほか、インターネットの福岡県ホームページに登載する。

4 答申案の閲覧場所

(1) 閲覧場所

ア 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 県庁行政棟内）

イ 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区域内7-8 小倉総合庁舎内）

ウ 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）

エ 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）

オ 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）

(2) インターネットの福岡県のホームページアドレス

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>

5 意見の提出期間

平成28年12月6日から平成28年12月19日まで（必着）

6 意見書の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

7 意見書の提出先

福岡県環境部環境保全課

（住所） 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

（ファクシミリ） 092-643-3357

（電子メール） chikyu@pref.fukuoka.lg.jp

別紙

意見書

住所 (所在地)	
氏名 (法人名)	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見は、200字以内でまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。